

市営住宅駐車場の利用が一部見直しされました！

駐車場空き区画への場所変更ができるようになりました！

駐車場区画の変更は障がいがある入居者に限り1回のみ変更できることとしていましたが、

これからは、**市営住宅駐車場の空き区画があれば、利用者の要件に関わらず場所変更ができるようになりました。**

ただし、2台目利用区画や管理上支障がある区画等は場所変更ができない場合がありますのでご了承ください。

※一部対象外の駐車場があります。

駐車場利用者の資格が拡大されました！

市営住宅では原則、居住者以外の方の駐車場の利用はできませんが、

新たに**60歳以上の高齢者世帯**について、**介護や見守りの目的で親族等の方が駐車場を利用するために、入居者が申し込むことができるようになりました。【月極】**

なお、駐車場に空き区画が少ない住宅は利用できない場合がありますのでご了承ください。

※一部対象外の駐車場があります。



お問い合わせは募集課駐車場係へ

電話 **092-271-3538**

市営住宅センター窓口案内

担当課・係		主な業務内容	電話番号	
福岡市住宅供給公社	募集課	募集係	入居者募集、入居相談、入居手続、住み替え、退去手続	092-271-2561
		駐車場係	駐車場の管理・運営	092-271-3538
	業務課	業務係	家賃の一般減免(収入分位1の方)、名義変更、連帯保証人の変更、長期不在の受付	092-271-2562
		調査係	収入調査、収入の再認定、家賃の特別減免(収入分位2以上の方)、同居者異動(出生・転入・転出・死亡・名前の変更等)の受付、高額所得者認定・明渡請求、浴槽・風呂釜の希望設置	092-271-0901
		指導係	適正入居指導(住宅によって担当の係が異なります)	092-271-2558
		適正管理係		092-271-2563
		管理支援係	コミュニティ支援等	092-271-3560
		収納係	家賃の収納・納付指導(口座振替等)	092-271-2564
	保全課	市営住宅の緊急修繕等実施、計画修繕等施行	092-271-3030	
	市住宅都市局	住宅管理課	企画係	市営住宅の家賃制度
管理第1係			市営住宅の財産管理	
管理第2係			市営住宅の入居制度、家賃の決定	092-283-1313
訴訟・整理係			市営住宅家賃の滞納整理・法的措置	092-271-2552
時間外緊急受付センター		営業時間外の緊急事故や設備異常の対応等(平日:午後5時~午前9時、土日祝日:終日) *夜間ですでおかけ間違えないようにお願いします。	092-282-3833	

市営住宅センターだより

発行/市営住宅センター 〒812-0025 福岡市博多区店屋町4番1号 福岡市住宅供給公社内 092-271-0901(業務課) <http://www.nicety.or.jp/> 発行日/平成28年12月15日

「収入認定通知書」についてのお知らせ

平成29年度(平成29年4月~30年3月)の家賃を、1月下旬ごろに『収入認定通知書』で入居者の皆さまにお知らせしますのでご確認ください。

なお、収入基準を超えた世帯には『収入超過者認定通知書』または『高額所得者認定通知書』でお知らせします。詳しくは次ページをご覧ください。

退職・転職などにより世帯所得額が変更になった場合や、出生・転出などがあった場合は家賃の見直しができる場合がありますので、**収入の認定額など内容にご意見がある場合は、『収入認定通知書』などを受け取った日の翌日から30日以内に、下記問い合わせ先にご連絡ください。**



収入申告書未提出の世帯は、すみやかに提出をお願いします。

市営住宅の家賃は、提出された収入申告書をもとに認定しますので、**収入申告書を提出していない世帯は、平成29年度から近傍同種(最高額)の家賃を負担していただくこととなります。**

また、同居承認、失業や退職に伴う家賃減免などの各種制度をご利用される場合も、収入申告書の提出が前提となります。なお、家賃の滞納があるときや、名義変更などの必要な手続きをされていないときは、収入申告書を提出されても受け付けられないことがあります。

入居者に異動があったときはすぐに届出を

市営住宅センターに対して、転入等の手続きを行わず市営住宅に居住している方が見受けられます。**入居者に異動(出生・転入・転出・死亡等)がある場合は、区役所にて行う手続きとは別に、市営住宅センターに届け出る必要があります。**

ただし、各種手続きには条件がありますので、至急お問い合わせください。

なお、名義変更及び転入・転出などの必要な手続きをされていない場合は、近傍同種(最高額)の家賃となる場合や、住宅の明け渡しを求める場合があります。

お問い合わせは

住宅管理課へ 電話 **092-283-1313**

業務課調査係へ 電話 **092-271-0901**

収入超過者世帯・高額所得者世帯について

市営住宅は、低額所得者のための住宅であり、入居するための世帯の収入について基準(右の図を参照)があります。

収入基準を超えた世帯は、その額に応じて収入超過者世帯・高額所得者世帯として認定されます。

収入超過者世帯は、住宅明け渡しの努力義務や家賃の割増額が生じます。

高額所得者世帯は、市から期限を定めて明け渡しを請求されます。

世帯	政令月収	
	収入超過者	高額所得者
一般世帯	158,001円以上	313,001円以上
高齢者・障がい者などの世帯	214,001円以上	
中学生以下の子供がいる世帯		
18歳まで※の児童が3人以上いる世帯		
配属者がなく20歳未満の子がいる世帯	259,001円以上	
妊婦がいる世帯		
漁村向住宅に入居している世帯		

※18歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にある方

お問い合わせは
住宅管理課へ
電話 **092-283-1313**
業務課調査係へ
電話 **092-271-0901**

高齢者の相談窓口

ずっと元気でいたいから相談してみよう

いきいきセンターふくおか

(福岡市地域包括支援センター)

「いきいきセンターふくおか」は、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、安心してその人らしく暮らし続けることができるように、健康や福祉、介護などに関する相談を受けたり、その人の身体の状態に適したアドバイスを行うなど、高齢者のみなさんが自立した生活を続けていくことができるよう応援しています。

◎自立した生活を支援します。

できるだけ人の手を借りずに、今の健康を維持して生活したい

◎健康・福祉・介護などの相談をお受けします。

認知症の親への対応がわからないいけないとわかっていても、ついつい叱ってしまう...

私たち専門職が、
ご相談をお受けします。

悪質な訪問販売や振り込め詐欺などにねらわれたら心配...
もし認知症になったら、お金の管理が心配...

入院中の親が近々退院予定。介護が必要な状態になったので、相談したい。

◎皆さんの権利を守ります。

主任 ケアマネジャー

社会福祉士

保健師

★「いきいきセンターふくおか」開設時間は、月～土曜日(祝休日と年末年始は除く)午前9時から午後5時までです。
※土曜日は、電話またはセンターでの相談対応となります。※開設時間外は、専用の電話番号をご案内します。

各センターの設置場所等については、各区保健福祉センター地域保健福祉課へお尋ねください。

(市外局番:092)		南区 ☎ 559-5132	FAX 512-8811
東区 ☎ 645-1087	FAX 631-2295	城南区 ☎ 833-4112	FAX 822-2133
博多区 ☎ 419-1099	FAX 441-0057	早良区 ☎ 833-4362	FAX 833-4349
中央区 ☎ 718-1110	FAX 734-1690	西区 ☎ 895-7078	FAX 891-9894

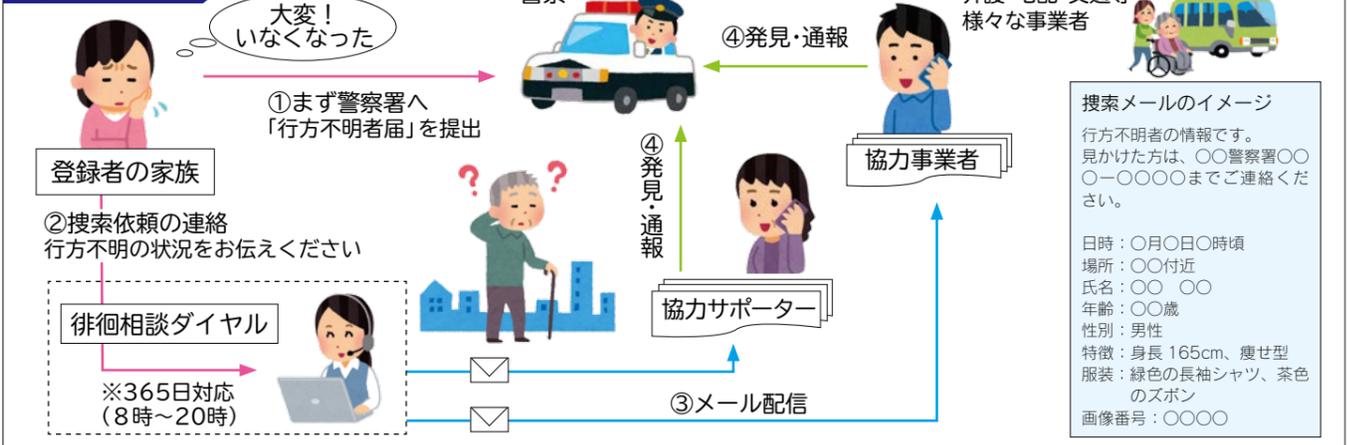
「徘徊高齢者捜してメール」を実施しています。

見守り、支え合う、強い絆の地域づくりを目指して

認知症による徘徊などにより行方不明になられた高齢者の情報を、登録された協力事業者・協力サポーターへメールで一斉配信し、可能な範囲で捜索に協力いただく事業です。

皆様の声かけや気遣いが、認知症の方とご家族の安心につながります。ご協力よろしくお願いいたします。

捜索時の流れ



★利用者の登録について★

※事前登録が必要です。

【対象者】 認知症による徘徊などにより行方不明になる可能性のある高齢者

【登録方法】 各区保健福祉センター地域保健福祉課または、いきいきセンターふくおかへご相談ください。

【必要なもの】 申請書、印鑑(申請者の認印)、登録者の写真2枚

★協力サポーターの登録について

【登録方法】 support@req.jp へ空メールを送信し、その後受信したメールから登録手続きを行ってください。

バーコードを読み込んで空メールを送信することが可能です。

i-Phoneをご利用の方は、件名か本文に文字を入力して送信してください。

【注意】 ①登録は無料ですが、メールの送受信等の費用は、利用者負担です。

②迷惑メール対策をしている場合は、メールを受け取れない場合もあります。

sagashite@city.fukuoka.lg.jpからのメールを受信できるようにして下さい。

③受信したメールの転送等、事業目的以外の使用は行わないでください。



《問い合わせ先》

○協力サポーター登録に関すること:

福岡市保健福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課
電話: 092-711-4373 FAX: 092-733-5587

○捜してメールの利用者登録に関すること:

各区保健福祉センター地域保健福祉課
(市外局番:092) 東: 645-1087 博多: 419-1099
中央: 718-1110 南: 559-5132 城南: 833-4112
早良: 833-4362 西: 895-7078

住宅火災への注意

○火災の件数と「こんろ」火災

平成27年に福岡市内で発生した全ての火災は281件で建物火災の出火原因の上位3位は、「こんろ」「たばこ」「放火(疑い含む)」の順です。身近にある「こんろ」を使うとき、ちょっとした油断が火災に繋がります。「こんろ」火災の原因と傾向を知って、しっかりと対策をお願いします。

○「こんろ」が原因の火災

「こんろ」を原因とする火災のうち、揚げ物をしていて火災になったというものが最も多いのですが、そのうち約8割が「鍋を火にかけてそのままその場を離れた」ことによるものです。たとえば、鍋を火にかけてそのまま・別の部屋で雑用や食事をした・来客や電話の対応をした・消したつもりでいたなどです。また、「こんろ」の回りの可燃物に燃え移った事例も多数あります。「こんろ」を使用するときは、その場を絶対に離れないようにしてください

○ガスこんろについて

平成20年10月1日以降に製造・販売されている「家庭用ガスこんろ」は、全てのバーナーに・天ぷら油過熱防止装置・立ち消え安全装置・消し忘れ消火機能が装備されているので、火災予防に効果的です。

平成20年10月以前に製造された「家庭用ガスこんろ」でも、「天ぷら油過熱防止装置」がついたものがありますが、すべてのバーナーにはついていませんので、天ぷら調理をする場合は、この装置がついたバーナーを使用してください。